

国立大学法人大分大学人事政策会議規程

平成17年9月22日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第14条第3項の規定により、国立大学法人大分大学人事政策会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 国立大学法人大分大学の人員管理・人件費管理，優秀な人材の確保と育成，多様な就業問題への対応等，持続的発展を見据えた人事政策・制度案を策定することを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 人事政策・制度に関する基本方針の策定に関すること。
- (2) 職員の配置計画に関すること。
- (3) その他人事政策に関する重要な事項

(構成)

第4条 会議は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事 5人
 - (3) 各学部長
 - (4) 医学部附属病院長
 - (5) 事務局長
 - (6) 総務部長
 - (7) 研究推進部長
 - (8) 財務部長
 - (9) 学生支援部長
 - (10) 医学・病院事務部長
 - (11) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第11号の委員は，学長が指名する。

(任期)

第5条 前条第1項第11号の委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議に議長を置き，学長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは，あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は，委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(議事の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず，議長が，定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で，書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは，議事を開き，議決することができる。

2 前項の議事については，前条第2項の規定を準用する。この場合において，「出席した委員」

とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第9条 会議が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 会議の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成17年規程第93号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第132号)

この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則 (平成18年規程第26号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第108号)

この規程は、平成18年10月17日から施行する。

附 則 (平成22年規程第1号)

この規程は、平成22年1月26日から施行する。

附 則 (平成24年規程第112号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第58号)

この規程は、平成28年10月24日から施行する。

附 則 (平成29年規程第40号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第65号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第20号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。